**マニュアル作成の留意事項（校内への不審者侵入）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **校内情報伝達体制の整備** | **◆伝達体制、校内放送設備、非常通報装置の管理**  〇警察等に助けを求めるための通報手順の訓練をするとともに、設備等の点検を定期的に行い、点検時に設備等の操作方法などを教職員に理解させる。  〇教職員の名札等に笛をつけたり、不審者が侵入したという合図・暗号を決めたりするなど、校内・外への伝達方法を検討する。 |
| **保護者への引渡し**  **方法の確認** | **◆危機等発生時の引渡し**  〇危機等が発生した際は、児童生徒を安全に帰宅させ、保護者へ引き渡す必要がある。  〇学校と保護者とで事前に危機等発生時の帰宅方法（引渡し方法）を確認し、スムーズに児童生徒の安全を確保する。引渡しの際は、公共交通機関等の混乱による二次災害を避けるように注意する。  〇危機によってはメールによる保護者への連絡ができなくなることがあるため、学校と保護者間で定期的に危機等発生時の帰宅方法の確認を行い、通知がされなくてもお互いに行動できるように連携する。  〇場合により、学校で待機する方が安全なこともあるため、どう対応するかは危機管理体制で検討し判断する。 |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **児童生徒の安全確保** | **◆安全な場所への誘導**  〇警察へ通報すると同時に児童生徒の安全を確保する。  〇不審者が校内に侵入した場合には、侵入者から一番遠いと思われる場所又は鍵がかかり、外部から侵入できない場所に避難する。ただし、不審者と遭遇するおそれがある場合は、教室等、その場にとどまるほうが良いこともあるため、訓練において様々なパターンを想定し、実践する。 |
| **救急搬送要請** | **◆救急搬送要請**  〇救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようする。  〇なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Ｑ助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。 |
| **負傷者確認後の対応** | **◆危機等対策本部の設置等**  　〇校内に不審者が侵入した場合、児童生徒の安全確保を図ると同時に、重大な危機等が発生したとして「危機等対策本部」の体制を整え、役割にしたがって対応する。  　 〇特に、負傷した児童生徒がいた場合は、負傷した児童生徒のみならず、他の児童生徒の心身へのケアを早急に対応する。不審者が退去した、校内に侵入されていないが不審者が学校周辺を徘徊しているような場合は、警察に通報するとともに、児童生徒の登下校時の安全確認、関係者への通報や保護者への注意喚起を行う等の危機管理体制を整え、対応する。 |
| **事後の危機管理** | **継続的な心のケア** | **◆重大な事故等の発生**  〇危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。  〇特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。 また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。 |
| **危機等対応の検証**  **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有**  〇危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |

**マニュアル作成の留意事項（学校周辺での不審者出没）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **警察、地域ボランティア、保護者との連携協力体制の確認** | **◆登下校時の安全確保**  〇警察、地域ボランティアや保護者等と連携協力し、日頃から不審者の情報収集体制や不審者が現れた際の体制を整えておく。 |
| **保護者への引渡し**  **方法の確認** | **◆危機等発生時の引渡し**  〇危機等が発生した際は、児童生徒を安全に帰宅させ、保護者へ引き渡す必要がある。  〇学校と保護者とで事前に危機等発生時の帰宅方法（引渡し方法）を確認し、スムーズに児童生徒の安全を確保する。引渡しの際は、公共交通機関等の混乱による二次災害を避けるように注意する。  〇危機によってはメールによる保護者への連絡ができなくなることがあるため、学校と保護者間で定期的に危機等発生時の帰宅方法の確認を行い、通知がされなくてもお互いに行動できるように連携する。 |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **緊急対応** | **◆緊急対応の必要性**  〇児童生徒の身体生命に危害が及ぶ可能性が高いかや凶器を持っているか等により、緊急的な対応の必要性を判断する。 |
| **校内への侵入防止** | **◆不審者と児童生徒の接触の回避**  〇児童生徒への危害が及ぶことを防ぐためには、校内への侵入を防ぐことであり、門扉の施錠確認や教職員の配置、巡回等を行う。 |
| **児童生徒の安全確保** | **◆安全な場所への誘導**  〇警察へ通報すると同時に児童生徒の安全を確保する。  〇不審者が校内に侵入した場合には、侵入者から一番遠いと思われる場所又は鍵がかかり、外部から侵入できない場所に避難する。ただし、不審者と遭遇するおそれがある場合は、教室等、その場にとどまるほうが良いこともあるため、訓練において様々なパターンを想定し、実践する。 |
| **救急搬送要請** | **◆救急搬送要請**  〇救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。  〇なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Ｑ助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。 |
| **負傷者確認後の対応** | **◆危機等対策本部の設置等**  　〇校内に不審者が侵入した場合、児童生徒の安全確保を図ると同時に、重大な危機等が発生したとして「危機等対策本部」の体制を整え、役割にしたがって対応する。  　 〇特に、負傷した児童生徒がいた場合は、負傷した児童生徒のみならず、他の児童生徒の心身へのケアを早急に対応する。不審者が退去した、校内に侵入されていないが不審者が学校周辺を徘徊しているような場合は、警察に通報するとともに、児童生徒の登下校時の安全確認、関係者への通報や保護者への注意喚起を行う等の危機管理体制を整え、対応する。 |
| **事後の危機管理** | **継続的な心のケア** | **◆重大な事故等の発生**  〇危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。  〇特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感が現れるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。 |
| **危機等対応の検証**  **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有**  〇危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |

**マニュアル作成の留意事項（授業中・部活動中の事故）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **ＡＥＤの稼働点検** | **◆機器稼働の点検**  〇ＡＥＤが適正に稼働し、使用できるかを点検する。  〇なお、点検と併せてＡＥＤを使用したことがない教職員に対し、操作方法の訓練も行い、誰でも操作が可能なように備える。（児童生徒にも操作方法を学ばせるよう努める。） |
| **事故発生時の対応**  **訓練** | **◆訓練の実施**  〇教職員が１人しかいない、児童生徒しかいないなどの場合にも事故は起きる可能性がある。そのような場合にも対応できるよう教職員と児童生徒が一緒に訓練を行うことで、一秒でも早い対応をとれるよう訓練を行う。 |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **事故現場への急行** | **◆児童生徒の安全確保**  〇授業中や部活動中は、教職員が１人しかいない場合が想定される。その際には、他の教室、職員室、事務室など教職員が必ずいるところを指定し、他の教職員に来てもらえるよう児童生徒に指示を出す。単に「誰か呼んできて」というような曖昧な指示では、どこに誰を呼びに行けばいいか迷い、時間がかかる可能性があるため、注意する。 |
| **救急搬送要請** | **◆救急搬送要請**  〇救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。  〇なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Ｑ助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。 |
| **負傷者確認後の対応** | **◆状況の把握と情報の共有**  〇負傷した人数で重要な事故かどうかを判断せず、負傷者が１人又はいなかった場合でも、事故の内容により重大案件となる可能性があるため、事故の状況の把握に努める。  〇負傷者がいなかった場合に、何の問題もないと自己判断せず、事故発生を校長や教頭に必ず報告する。  〇なお、全校集会などを開催し、児童生徒へ事故の状況を周知し、同様の事故の再発を防ぐようにする。 |
| **事後の危機管理** | **継続的な心のケア** | **◆重大な事故等の発生**  〇心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立てる。  〇特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感が現れるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。  〇児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。 |
| **危機等対応の検証**  **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有**  〇危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |

**マニュアル作成の留意事項（校外活動中の事故）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **実施日前後の気象情報を確認し、荒天時の場合は変更・中止を検討する** | **◆計画の変更・中止**  〇校外活動中は、学校周辺の気象条件と異なるため、必ず気象条件を確認し安全に校外活動が実施できるか確認する。荒天候が予想される場合は、計画の変更・中止を検討する。「多分、大丈夫だろう」という経験則による判断はせず、最悪の事態を考慮し判断する。  〇校外へ移動するための交通手段についても道路・公共交通機関の運行事情（地震・大雨・大雪・土砂災害による道路閉鎖、公共交通機関の運休等）により児童生徒の安全が脅かされる可能性も考慮し、校外活動の計画変更・中止を検討する。特に、部活動による遠征中など、引率教諭が１人という場合もあるため、管理職に相談し、検討する。 |
| **校外活動参加教職員間による危機等発生時連絡体制の確認** | **◆事故発生への迅速な対応**  〇校外活動中に事故が発生した場合、学校にいる場合と異なるため、周辺の教職員にどのようにして連絡すればよいか迷いが生じるとそれだけ事故対応に遅れが出る。このため、校外活動に従事する教職員で連絡をとれる体制を整える。 |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **事故現場への急行** | **◆児童生徒の安全確保**  〇校外活動中は、児童生徒のいる場所が安全だと保証がないため、事故発生の連絡があった場合、現場に急行し児童生徒の安全を確保することが重要になる。  〇道路にはみ出していないか、危険な場所に集団で固まっていないかなど、現場から児童生徒を安全な場所に移動させ、負傷者の有無などを早急に確認する。 |
| **救急搬送要請** | **◆救急搬送要請**  〇救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。  〇なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Ｑ助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。 |
| **負傷者確認後の対応** | **◆情報の共有と活動の変更・中止の検討**  〇負傷者が出た場合は、児童生徒の安全を第一に考え、活動の変更・中止を早急に検討する。  〇現場に急行した際、負傷者がいなかった場合でも、自己判断せず、事故発生を活動中の教職員に必ず報告し、校長又は教頭に報告する。 |
| **事後の危機管理** | **継続的な心のケア** | **◆重大な事故等の発生**  〇心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立てる。  〇特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感が現れるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。  〇児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。 |
| **危機等対応の検証**  **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有**  〇危機が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |

**マニュアル作成の留意事項（熱中症）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **ＷＢＧＴ測定器**  **による計測** | **◆気温・湿度の計測⇒計測して終わりではない**  〇気温が高い、湿度が高い、風が弱いなど「環境」の要因により熱中症は発生しやすいため、夏季のみでなく、ゴールデンウィーク、梅雨、秋晴れの時期なども、行事等の前には計測し、その結果を教職員や部活動指導者等に周知する。 |
| **保健指導の実施** | **◆体調の確認**  〇寝不足による体調不良、腹痛やインフルエンザ等による水分不足など、「からだ」の要因により熱中症は発生しやすいため、行事等を行う場合は、児童生徒の体調を確認し、水分補給などの指導を行う。 |
| **測定の結果による**  **行事等の見直し**  **（中止・計画変更）** | **◆計画の見直し**  〇熱中症事故の防止のため、ＷＢＧＴ２８℃以上では持久走や激しい運動は避けるとともに、ＷＢＧＴ３１℃以上では部活動等の運動は原則中止し、適切な措置を講じる。  〇全校集会や部活動などを校庭や体育館などで行う場合、「熱中症予防運動指針（日本スポーツ協会）」に基づき、学校行事等の中止や実施場所や方法の変更など計画の見直しを行う。 |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **応急処置の実施** | **◆応急処置**  〇高体温や意識障害が見られる等の重度の場合は、氷水に全身をつける。  〇ホースで水をかける、扇風機などで強力に扇ぐ、冷房のある部屋に移しぬれたタオルを身体にあて扇風機で冷やす等、速やかに身体を冷やし、水分や塩分の補給を行う。 |
| **救急搬送要請** | **◆救急搬送要請**  〇救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。  〇なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Ｑ助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。 |
| **病院へ搬送** | **◆同行者の役割**  〇病院へ付き添った同行者は、医師の診断結果（熱中症の程度又は他の病気か）や病院での保護者とのやりとり内容等から、児童生徒の翌日の対応（入院か、通院か、登校可能か、様子を見て欠席か等）を確認する。  〇その内容を、対応責任者（管理職等）に報告する。 |
| **事後の危機管理** | **保護者会開催の有無（複数の児童・生徒に症状がでた場合）** | **◆重大な事故等の発生**  〇複数の生徒児童が熱中症で救急搬送された、重篤な症状の児童生徒がいるなどの場合は、発症した児童生徒の保護者のみでなく、今後の対応策を含め保護者全体に説明（通知）を行い、保護者の不安の払拭に努める。 |
| **危機等対応の検証**  **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有**  〇危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |

**マニュアル作成の留意事項（感染症（新型コロナウイルス感染症以外））**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **保健指導・健康観察の徹底** | **◆健康異常の早期発見と感染症予防の適切な実施**  〇健康異常の早期発見に努め、感染症にり患した疑いがある場合は、医療機関の受診を勧めるなどの指導助言を行う。  〇感染症の予防に係る処置によって差別や偏見が生じることのないよう十分に配慮しながら、学校における感染症の予防の適切な実施の確保を図る。 |
| **学校環境衛生管理の実施** | **◆法的根拠に基づいた実施**  〇「学校環境衛生基準」に定められた必要な事項について、計画的に日常点検・定期検査を実施する。また、学校保健安全法第５条に基づき、学校ごとに「学校環境衛生基準」に準拠した環境衛生検査計画を作成し、実施結果について記録を保存する。 |
| **校内の消毒や便・吐物の処理に使用する衛生資材の準備** | **◆事前準備の徹底**  〇普段、流行している感染症については、その病原体に応じた消毒等が実施可能である。下痢便や嘔吐物については、病原体を広範囲に拡散させないため、迅速かつ適切に処理ができるよう使用する衛生資材を準備しておく必要がある。 |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **出席停止・臨時休業の検討** | **◆法的根拠**  〇出席停止、臨時休業とも、学校医その他の医師の意見を参考とする。また、臨時休業後に授業を再開する場合には、児童生徒の欠席状況、り患状況などをよく調査し、保健指導を十分に行う。  ＜出席停止：学校保健安全法施行令第６条＞  出席停止の対象は、感染症にり患、り患している疑い、又はり患のおそれのある児童生徒であり、出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、児童又は中学校の生徒にあってはその保護者に、高等学校の生徒にあっては当該生徒にこれを指示しなければならない。また、出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、学校保健安全法施行規則で定める基準による。  ＜臨時休業：学校保健安全法第20条＞  臨時休業は、感染症の予防上必要があるときに行うことができる。 |
| **関係機関への報告** | **◆速やかな報告**  〇県立学校は案件が発生した旨を速やかに保健所（県の広域（県西・県東・県南・県北・安足）健康福祉センター、宇都宮市にある学校については宇都宮市保健所）に通報し、県教育委員会に報告する。  〇市町立学校は案件が発生した旨を速やかに市町教育委員会に電話連絡するとともに、学校又は市町教育委員会のいずれか（当該市町教育委員会の取り決めによる。）は保健所に通報する。市町教育委員会は教育事務所に、教育事務所は県教育委員会に速やかに電話にて報告する。 |
| **学校等欠席者・感染症情報システムへの入力** | **◆情報の提供及び活用**  〇学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」等運用要領に従って同システムに出席停止者数、欠席者数、臨時休業を行った場合にはその状況を入力し、関係機関に情報提供する。  〇出席停止報告については、「学校等欠席者・感染症情報システム」上の報告とするので、別添「学校等欠席者・感染症情報システム等運用要領」を遵守する。また、同システムから得られる情報を学校の感染症予防対策に活用する。 |
| **事後の危機管理** | **健康診断・環境衛生検査の実施** | **◆事後措置**  〇感染症が発生した時、疾病の有無について検査を行う必要がある時など、必要に応じて、学校医や学校薬剤師、保健所等の指導助言を受けて、臨時の健康診断や環境衛生検査を実施し、適切な事後措置を行う。 |
| **報告書の作成**  **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆危機管理マニュアル等の見直し及び情報共有**  〇報告書を作成し、教育委員会に報告するとともに、危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアル等の見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |

**マニュアル作成の留意事項（感染症（新型コロナウイルス感染症））**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **健康観察の徹底** | **◆児童生徒の健康観察**  〇学校への登校前には、毎日家庭で検温を行うとともに、風邪症状等を確認する。また、登校時には、「健康観察シート」を活用して健康状態を確認する。  〇スクールバスを利用する児童生徒については、バス乗車前に健康状態を確認する。 |
| **感染症対策の徹底** | **◆日常の感染症対策**  〇こまめな手洗いや教室等の換気、マスクの着用、学校内の消毒、３密の回避等を徹底する。マスク着用については、気候の状況等により、熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すなど、適切に対応できるよう指導する。 |
| **学校内の消毒に使用する衛生資材の準備** | **◆事前準備の徹底**  〇常時学校環境衛生を良好に保つため、消毒に使用する製品を準備しておく必要がある。なお、消毒を行うに当たっては、使用する製品の有効性や安全性等について、取扱説明書等を確認の上適切に行う。学校薬剤師等と連携することも重要となる。 |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **児童生徒が感染者となった場合の対応** | **◆速やかな報告**  〇案件が発生した旨を速やかに保健所及び教育委員会に報告する。  **◆保健所との情報共有**  　 〇保健所と対応する教職員を決定するとともに、保健所が行う調査に協力する。また、保健所の指導内容及び対応状況については、速やかに教育委員会に報告する。  **◆出席停止（学校保健安全法第19条）**  〇当該児童生徒は治癒するまで出席停止となる。  **◆学校の臨時休業等について（学校保健安全法第20条）**  　 〇学校の設置者が、保健所等の見解を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性について、検討し、臨時休業の要否を判断する。また、学校は、児童生徒に対する学習支援の準備や相談体制等を整えるとともに、臨時休業等について緊急メール等を活用し保護者あて連絡する。  **◆学校内の消毒**  　 〇保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行う。当該児童生徒が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒用エタノールまたは0.05％以上の次亜塩素酸ナトリウム液を使用して消毒する。 |
| **児童生徒が濃厚接**  **触者となった場合の対応** | **◆出席停止（学校保健安全法第19条）**  〇当該児童生徒は出席停止とし、出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して２週間と示されている。  **◆児童生徒の健康観察**  　 〇当該児童生徒の行動歴等を把握し、接触したと思われる児童生徒の健康観察を行う。 |
| **学校等欠席者・感染症情報システムへの入力** | **◆情報提供及び情報の活用**  〇学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」等運用要領に従って同システムに出席停止者数、欠席者数、臨時休業を行った場合にはその状況を入力し、関係機関に情報提供する。同システムから得られる情報を学校の感染症予防対策に活用する。 |
| **事後の危機管理** | **健康観察の徹底・**  **環境衛生の整備等** | **◆事後措置**  〇感染拡大を防ぐため、児童生徒の健康観察を徹底するとともに、学校医や学校薬剤師、保健所等の指導助言を受けて、環境衛生の整備に努める。  〇差別や偏見、いじめ等の防止に努める。 |
| **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆危機管理マニュアル等の見直し及び情報共有**  〇危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアル等の見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |

**マニュアル作成の留意事項（光化学スモッグ）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **気象情報・光化学スモッグの発生情報の取得** | **◆気象情報の確認**  〇日差しが強い・気温が高い・風が弱い⇒発生しやすい。  **◆発生情報の確認**  〇 「とちぎの青空」（栃木県ホームページ）及び「大気環境情報システム」により、県内の大気環境や注意報等の発令に関する情報を把握する。また、把握した情報を学校全体に周知する。 |
| **保健指導の実施** | **◆児童生徒への指導**  〇光化学スモッグについて理解させるとともに、常に自分の健康状態を知り、異常のある場合は進んで届け出るよう指導する。  〇光化学スモッグの情報に十分留意し、児童生徒が自主的に適切な対処ができるよう指導する。 |
| **授業や学校行事等の見直し**  **（中止・計画変更等）** | **◆時間割や開催時期の調整**  〇光化学スモッグの発生しやすい時期の屋外での授業等の取扱いについては、午前中に履修させるなど配慮する。 |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **応急処置の実施** | **◆緊急時等の措置**  〇速やかに校内放送等により、屋外における運動その他の諸活動を中止して屋内に退避させるとともに、風向きに注意して窓を閉じ、予防措置として洗眼・うがい等を行わせる。なお、注意報等の発令区分により、屋内での運動も中止する。 |
| **医療機関受診を要請** | **◆受診の判断**  〇洗眼・うがい等をしても症状が良くならない時や呼吸困難、手足のしびれなどの症状がある場合は、すぐに医師の診察を受けるよう保護者等に要請する。 |
| **事後の危機管理** | **保護者会等の実施**  **（被害が出た場合）** | **◆すべての保護者に対する説明**  〇児童生徒が救急搬送されたり、重篤な健康被害が生じたりした場合は、発症した児童生徒の保護者のみでなく、今後の対応策を含めすべての保護者に説明（通知）を行い、保護者の不安の払拭に努める。 |
| **危機等対応の検証**  **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有**  〇危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |

**マニュアル作成の留意事項（食物アレルギー）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **児童生徒の実態把握** | **◆保健調査等による把握**  〇アレルギー疾患があり、管理・配慮が必要な児童生徒を保健調査票などにより把握する。入学直後から対応できるよう調査の時期に配慮する。  **◆学校生活管理指導表に基づく管理**  〇食物アレルギーを有する児童生徒については「学校生活管理指導表」の提出を求め、主治医の指示に基づき「個別の取組プラン（案）」を作成する。保護者の要望のみによる対応は行わない。  **◆アレルギー疾患対応委員会の開催**  〇学校生活管理指導表や保護者面談で得られた情報を元に作成された「個別の取組プラン(案)」や緊急時の対応を検討する。検討した内容を保護者に説明し同意を得る。 |
| **情報共有と校内体制整備** | **◆全教職員への情報共有**  〇一部の教職員だけ知っていても緊急時に対応できないため、個別の取組プランの共通理解を図る。エピペン®の保管場所等（例：かばんのポケット内等）についても詳細に確認し、情報の共有を図る。  **◆校内研修の実施**  〇既往症のある児童生徒のみが発症するとは限らず、学校給食で初めて食したものに反応することや運動により誘発されること、または食物以外（動物等）に反応することもあるため、全教職員がアレルギー疾患に関する基礎知識を持ち、適切に対応できるよう、エピペン®練習用トレーナーやＤＶＤを活用した実践的な研修を定期的に行う。  **◆地域の消防署等関係機関との連携**  〇教育委員会や消防機関に確認の上、情報提供等（エピペン®所持者については保護者の同意を得て）の連携を図る。 |
| **日常の取組の確認** | **◆給食における対応**  〇献立の作成から提供まで、複数でのチェックを行うなど徹底した管理体制を構築し、配膳、おかわり等のルールを決めておく。  **◆食物を扱う授業や宿泊学習等における対応**  〇事前の対策を整えるとともに、貴重な体験の機会を不必要に制限することなく活動でき、他の児童生徒からの理解も得られるよう教育的配慮を行う。（動物等のアレルギーについても同様） |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **食物アレルギーの症状・アナフィラキシーの発症** | **◆状況の把握**  〇意識障害の有無やアレルギー症状について確認し、原因食物を食べたか・触れたか、運動していたか等の状況を確認する。 |
| **救急搬送要請及び**  **エピペン®の使用等** | **◆救急搬送要請等**  〇救急搬送を要請するとともに、学校生活管理指導表等に基づき適切に対応する（エピペン®の使用や処方箋医薬品の服薬等）。  〇救急車到着の際、児童生徒がいる場所まで案内するとともに、症状やエピペン®を使用した時刻や処置経過等を救急隊に伝えられるようする。 |
| **病院へ搬送** | **◆同行者の役割**  〇「学校生活管理指導表」「保健調査票」「給食の献立表」等を持参し、児童生徒の情報を医師に伝える。診断結果（原因食物）や指示事項等を確認し、その内容を対応責任者に報告する。 |
| **事後の危機管理** | **危機等対応の検証**  **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆重大な事故等の発生（救急搬送や誤食）**  〇誤ってアレルギー食物を食べた場合は、症状が軽い、又は発症しなかったとしても、重大な事故と捉え、徹底した再発防止に努める。  **◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有**  〇危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |

**マニュアル作成の留意事項（学校給食における食中毒）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **学校給食の衛生管理の徹底** | **◆衛生管理の徹底**  〇校長（共同調理場長）の責任の下、「学校給食衛生管理基準」による衛生管理を徹底する。  ○施設・設備、調理の過程それぞれの日常及び定期の点検により、食中毒発生の防止に万全を期す。 |
| **健康教育・健康観察**  **の徹底** | **◆児童生徒への健康教育（食に関する指導）**  〇帽子・マスク・白衣など給食当番にふさわしい身支度を整え、きちんと手洗いし、安全、衛生に気をつけ配膳するよう指導する。  **◆児童生徒及び学級担任等の健康観察の徹底**  〇給食当番の健康観察については、配膳指導を行う教員とともに、下痢、発熱、腹痛、嘔吐など感染症の症状がないことを確認し、記録する。 |
| **校内の消毒に使用する衛生資材の準備** | **◆消毒用衛生資材の準備**  〇嘔吐物や下痢便について、ウイルス等を広範囲に拡散させないため、迅速かつ適切に処理できるよう、次亜塩素酸ナトリウム水溶液や使い捨て手袋、マスク等の衛生資材を準備する。 |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **救急搬送要請** | **◆緊急搬送要請**  〇救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようする。  〇なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Ｑ助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。 |
| **関係機関への連絡** | **◆学校医、保健所、教育委員会への連絡**  〇診断の必要があるとされた場合には、学校医又は医師の診断を受けさせる。  〇疑いの場合でも管轄する保健所へ速やかに連絡し、教育委員会にも報告を行う。（様式１「学校における感染症・食中毒等発生状況報告書」令和２(2020)年４月１日付け学安第８号） |
| **症状発生者対応後** | **◆臨時休業等の検討**  〇学校医の意見を参考に、臨時休業の検討を行う。  **◆保護者への説明**  〇学校の一斉メール等を活用し、速やかに保護者に対し状況を説明する。  **◆保健所への協力**  〇保健所が行う聞き取り調査や検便等に協力する。  **◆学校内の消毒の実施**  〇給食調理室をはじめ、トイレや床、発症者が触れた可能性のある箇所は次亜塩素酸ナトリウム水溶液で消毒を行う。  **◆具合が悪化した場合の対応**  〇急に様態が変化した場合は、救急搬送を要請する。 |
| **学校等欠席者・感染症情報システムへの入力** | **◆学校等欠席者・感染者情報システム**  〇学校等欠席者・感染症情報システム運用要領に従い、システムに状況を入力する。 |
| **事後の危機管理** | **保護者会等の実施** | **◆すべての保護者への説明**  〇発症した児童生徒の保護者のみでなく、今後の対応策を含め全ての保護者に説明（通知）を行い、保護者の不安の払拭に努める。 |
| **報告書の作成** | **◆食中毒の終えん**  〇食中毒が終えんした際にも、様式１「学校における感染症・食中毒等発生状況報告書」により県教育委員会に報告する。 |
| **危機等対応の検証**  **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有**  〇危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |

**マニュアル作成の留意事項（学校給食等における異物混入）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **学校給食の衛生管理の徹底** | **◆物資選定委員会**  〇食品選定のための委員会等を設ける等により、衛生上信頼のおける業者を選定する。  **◆検収の徹底**  ○食材納入時に立ち会い、検収を徹底する。  **◆学校給食衛生管理基準に準じた異物混入の防止**  〇危機管理マニュアルや異物混入チェックリスト等を作成し、点検・記録する。 |
| **学校（教室）等に**  **おける防止策** | **◆連絡体制の整備**  〇異物混入の判明時期にどのように対応するか想定し、連絡体制を整えておく。  **◆検食の実施**  〇責任者（校長等）は原則児童生徒の給食開始30分前に検食を行い、異味異臭など異状の早期発見に努める。  **◆給食の管理体制**  〇配膳室等配膳場所は給食時間まで施錠を行い、教室での配膳は、学級担任等の管理・指導のもと、異物が混入しないよう注意して行う。  **◆混入時の児童生徒への指導**  〇児童生徒が給食を食べる際には、異物が入っていないか注意させるとともに、異物があった場合は直ちに学級担任等へ報告するよう指導する。 |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **異物の確認と児童生徒の状況確認** | **◆異物の混入状況確認**  〇健康被害がある異物なのか、複数の児童生徒に混入していないか、状況を確認する。 |
| **喫食の停止** | **◆喫食停止の判断**  〇異物の内容が児童生徒の健康に影響を及ぼすと考えられる場合、又は健康被害はないものの同一の異物が大量に混入していた場合、原因不明の異物の場合には、直ちに全児童生徒の混入した料理の喫食を中止する。  ※共同調理場方式受配校の場合は、共同調理場及び教育委員会へ報告する。 |
| **混入のあった児童生徒の健康状態確認** | **◆病院への搬送判断**  〇健康観察の結果、必要に応じて学校医・保護者への連絡及び病院への搬送を行う。  〇救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。  **◆応急処置・経過観察**  〇病院への搬送の必要が無かった場合においても、経過を観察し、保護者へ連絡する。 |
| **原因究明の措置** | **◆異物混入のあった給食の保管**  〇原因究明のため、児童生徒から混入の状況を聴取記録し、混入があった給食は発見時のまま保管し、調理場へ戻す。  **◆原因究明**  〇調理場は、異物がいつ混入したのか異物により判断し、食材由来の場合は納入業者へ連絡し、他へも同じ食材を納入している場合は他の納入先にも連絡するよう指示する。 |
| **事**  **後**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **関係機関等への報告等（児童生徒の健康に影響を及ぼす場合、又は、健康被害の可能性が低いものでも大量に混入していた場合）** | **◆教育委員会への報告**  〇状況に応じて市町教育委員会、保健所等の指導助言を受け、当日及び翌日からの対応を決定する。  **◆健康被害があった児童生徒及び保護者への説明と謝罪**  〇児童生徒及び保護者に対し説明及び謝罪を行う。  **◆全ての保護者へ報告と説明**  〇保護者会、文書等により説明を行う。 |
| **危機等対応の検証**  **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有**  〇危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |

**マニュアル作成の留意事項（登下校中の交通事故（被害））**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **交通事故多発箇所の把握** | **◆危険箇所の共通理解**  〇事故が多発している危険箇所を教職員のみでなく児童生徒、保護者にも認識してもらい、事故防止への意識付けを行う。 |
| **保護者、警察、地域ボランティアとの連**  **絡体制** | **◆連絡体制の整備**  〇事故が発生した場合、対応防止策など保護者、警察、地域ボランティア等に協力を要請することとなる。このため、連絡先などを確認しておき、スムーズに対応策を実施できるよう体制を整えておく。 |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **事故の発生情報** | **◆情報の収集及び精査**  〇事故の発生情報は、警察、消防、保護者、地域住民、児童生徒など、様々な方面からもたらされる。  〇情報が錯綜し、正しい情報が得られない可能性があるため、予想や憶測で判断せず、正確な情報を得られるよう努める。  〇情報の収集は、担当が一人だと、重要な情報があったとしても対応が遅れる可能性があるため、責任者の他に複数の情報収集担当者を置き、情報の共有を図り、複数の視点による対応策をとれるようにする。 |
| **現場（病院含む。）**  **への急行** | **◆児童生徒の安全確保**  〇事故の情報が入った場合、現場に急行し、被害の拡大を防ぐため、周辺にいる児童生徒を現場から安全な場所に避難させる。  〇負傷した児童生徒がいる場合は、救急搬送を要請し、応急手当を行う。既に救急搬送等対応済みの場合は、病院に急行し、児童生徒の心身の状態を確認し、対応責任者へ報告する。  〇事故の状況をできる限り警察等などに確認し、対応責任者へ正確な事故の状況を報告する。 |
| **救急搬送要請** | **◆救急搬送要請**  〇救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。  〇なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Ｑ助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。 |
| **事後の危機管理** | **継続的な心のケア** | **◆重大な事故等の発生**  〇危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。  〇特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感が現れるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。 また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。 |
| **危機等対応の検証**  **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有**  〇危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |

**マニュアル作成の留意事項（公共交通機関利用中の事故）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **公共交通機関の緊急連絡先の確認** | **◆事故発生時の確認先**  〇公共交通機関で事故が発生した場合には、事故の被害に遭った児童生徒の把握が重要になる。  〇どこに問い合わせれば事故の状況等が把握できるかを事前に確認しておくことで、保護者や児童生徒からの問合せに対応できるようにする。  〇事故が発生した場合、公共交通機関に問合せが殺到し、情報が得られないことも想定し、児童生徒が利用する駅や停留所などの関係者と連携をとっておく。 |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **バス・電車等での**  **事故発生情報** | **◆情報の収集及び精査**  〇事故の発生情報は、警察、消防、保護者、地域住民、児童生徒など、様々な方面からもたらされる。  〇情報が錯綜し、正しい情報が得られない可能性があるため、予想や憶測で判断せず、正確な情報を得られるよう努める。  〇情報の収集は、担当が一人だと、重要な情報があったとしても対応が遅れる可能性があるため、責任者の他に複数の情報収集担当者を置き、情報の共有を図り、複数の視点による対応策をとれるようにする。 |
| **現場（病院含む。）**  **への急行** | **◆児童生徒の安全確保**  〇公共交通機関の事故の場合、現場には近づけない場合が多いため、事故に遭った人の避難場所、病院搬送先を確認し、児童生徒が事故に巻き込まれたか否かを確認する。  〇教職員が事故に居合わせた場合は、公共交通機関関係者の誘導に従い、安全な場所に避難し、児童生徒の心身の状況を確認する。  〇確認した内容を学校(対応責任者等)に報告する。 |
| **救急搬送要請** | **◆救急搬送要請**  〇救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報(住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようする。  〇なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Ｑ助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。 |
| **負傷者確認後の対応** | **◆負傷者確認後の対応**  〇公共交通機関利用児童生徒の安否確認を最優先とし、児童生徒の負傷状況等を把握する。  〇事故の発生による二次被害で、児童生徒が学校に登校していない、自宅に帰り着かないなどの状況になっていないか確認する。  〇保護者へは、事故発生について情報提供するとともに、事故が発生した公共交通機関を利用している可能性が高い児童生徒の情報を保護者からもらうなど状況の確認に努める。また、児童生徒には、保護者と連絡を取り合ってもらい、保護者の不安を早めに取り除くよう留意する。  〇教育委員会へは、事故の発生及び児童生徒の状況等を確認している旨を電話等連絡（第一報）する。  〇死亡者や意識不明などの重体者を把握した際は、至急保護者に連絡するとともに教育委員会に報告する。 |
| **事後の危機管理** | **継続的な心のケア** | **◆重大な事故等の発生**  〇危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。  〇特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。 また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。 |
| **危機等対応の検証**  **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有**  〇危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |

**マニュアル作成の留意事項（台風）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **台風に関する防災**  **気象情報の確認** | **◆情報収集**  〇気象台が発表する台風や警報・注意報等の最新の防災気象情報を確認する。  〇自治体が発表する避難勧告等の情報や教育委員会から提供される情報を確認し、台風への対策をとる。  〇台風の進路や勢力は接近しながら変化するため、影響が小さいと予想される場合でも、常に最新の情報を確認し、事前の危機管理の対策をとるよう留意する。  〇台風は広範囲にわたる影響があるため、他の地域で被害（上流側の降水による河川の増水・氾濫、土砂災害、鉄道の運休、道路の冠水等）による二次災害が発生するおそれもあるため留意する。 |
| **学校防災体制の整備及び防災教育の実施** | **◆防災対応能力の向上**  〇台風接近時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、児童生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。全教職員が台風災害の知識を深め（研修等）、行動に結びつける準備を行う。  〇児童生徒や教職員が、台風に関する知識や避難行動を理解するための防災教育について、機会を捉え行う。 |
| **学校の臨時休業、始業時刻遅延、早期下校等の検討** | **◆早期の安全対策**  〇入手した台風情報等により、通学や学校活動、校外活動に台風による影響が予想される場合には、早期判断により学校の臨時休業、始業時刻の遅延、早期の下校、学校での待機等を検討し、措置を講じる。また、学校行事や校外活動等がある場合は、計画の中止又は変更を早めに検討する。  〇臨時休業等を実施する場合は、教育委員会に報告する。 |
| **学校設備の安全点検（学校保健安全法**  **施行規則第28・29条）** | **◆被害の防止**  　〇学校の設備や備品が台風の影響で建物や周辺に被害（窓ガラス破損、道路への倒木等）を与える可能性があるため、被害がないよう、備品の整理整頓や樹木などの管理に留意する。 |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **負傷者の有無の確認** | **◆児童生徒の安全確保**  〇倒木、窓の破損、落下物による負傷など、台風の影響により負傷した場合は、応急手当を行うとともに、児童生徒を危険な場所から安全な場所へ移動させ、応急手当を行う。また、登下校の際に、児童生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請し、応急手当を行う。 |
| **救急搬送要請** | **◆救急搬送要請**  〇救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。  〇なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Ｑ助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。 |
| **事後の危機管理** | **継続的な心のケア** | **◆重大な事故等の発生**  〇危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。  〇特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。 また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。 |
| **危機等対応の検証**  **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有**  〇危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |

**マニュアル作成の留意事項（大雨による災害（土砂災害・浸水害・洪水害））**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **大雨による災害に関する防災気象情報の確認** | **◆情報収集**  〇気象台が発表する大雨による災害（土砂災害・浸水害・洪水害）に関する防災気象情報（警報・注意報、指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報等）を確認する。  〇自治体が発表する避難勧告等の情報や教育委員会から提供される情報を確認する。  〇局地的な大雨の場合には、学校の周辺は何事もなくても、通学路や他の地域で被害（河川の氾濫、土砂災害、鉄道の運休、道路の冠水による通行止め等）による二次災害が発生するおそれもあるため、情報収集に努める。 |
| **避難確保計画の作成及び見直し・改善等** | **◆避難確保計画の作成義務がある学校**  　 〇浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、かつ、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として定められている学校は、避難確保計画を作成する義務がある。なお、本県県立学校は、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として定められていなくとも、当該区域内にある場合は避難確保計画を作成することとしている。  　　　（「避難確保計画の作成及び避難訓練の実施等について（依頼）」（令和２(2020)年11月20日付学安第636号））  **◆点検及び見直し・改善**  　 〇日頃から避難確保計画を点検するとともに、定期的に見直し・改善を図っておく。 |
| **学校の臨時休業、始業時刻遅延、早期下校等の検討** | **◆早期の安全対応**  〇大雨が予想される場合には、最新の防災気象情報や公共交通機関の運行情報を確認し、臨時休業、始業時刻の遅延、早期の下校、学校での待機等を検討し、措置を講じる。  〇臨時休業等を実施する場合は、教育委員会に報告する。 |
| **学校施設・設備の事前点検** | **◆被害の防止**  〇学校の設備や備品が大雨等の影響で建物や周辺に被害を与える可能性があるため、被害がないよう、備品の整理整頓や樹木などの管理に留意する。 |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **負傷者の有無の確認** | **◆児童生徒の安全確保**  〇大雨による災害（土砂災害・浸水害・洪水害）により負傷した場合は、児童生徒を安全な場所に移動し、応急手当を行う。  〇登下校の際に、児童生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請し、応急手当を行う。 |
| **救急搬送要請** | **◆救急搬送要請**  〇救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。  〇なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Ｑ助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。 |
| **負傷者確認後の対応** | **◆危機管理体制による対応**  〇危機の発生が予想される又は発生した場合は、危機管理体制を整えて対応するが、被害が発生した場合は、重大な事故等に及ぶ可能性が高いため、更に危機管理体制を整え対応する。 |
| **事後の危機管理** | **継続的な心のケア** | **◆重大な事故等の発生**  〇危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。  〇特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。 また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。 |
| **危機等対応の検証**  **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有**  〇危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |

**マニュアル作成の留意事項（大雪）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **降雪・大雪情報の**  **確認** | **◆情報収集**  〇気象台が発表する大雪に関する情報や警報・注意報等の最新の防災気象情報を確認する。  〇教育委員会から提供される情報を確認する。  〇大雪の予想ではない場合でも、少しの積雪によって被害が起きることがあるため、防災気象情報の入手に努める。 |
| **学校防災体制の整備及び防災教育の実施** | **◆防災対応能力の向上**  〇大雪時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、児童生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。全職員が大雪災害の知識を深め（研修等）、行動に結びつける準備が必要である。  〇児童生徒や教職員が大雪災害に関する知識や大雪時に注意する行動を理解するための防災教育について、機会を捉えて行う。 |
| **学校の臨時休業、始業時刻遅延、早期下校等の検討** | **◆早期の安全対応**  〇大雪が予想される場合には、最新の防災気象情報や公共交通機関の運行情報、通学路の積雪状況を確認し、早期判断により学校の臨時休業、始業時刻の遅延、早期の下校等を検討し、措置を講じる。  〇臨時休業等を実施する場合は、教育委員会に報告する。 |
| **学校施設・設備の**  **事前点検** | **◆被害の防止**  〇大雪により建物や学校設備等に被害（水道設備等の凍結、道路への倒木等）を与える可能性があるため、被害がないよう、設備や樹木などの管理に留意する。 |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **登下校の安全確保** | **◆通学路への立哨**  〇スクールガードやＰＴＡに要請し、通学路への立哨による登下校中の事故を防止する。 |
| **負傷者の有無の確認** | **◆児童生徒の安全確保**  〇転倒や交通事故による負傷など、大雪の影響により負傷した場合は、児童生徒を危険な場所から安全な場所へ移動させ、応急手当を行う。  〇登下校の際に、児童生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請の上、応急手当を行う。 |
| **救急搬送要請** | **◆救急搬送要請**  〇救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。  〇なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Ｑ助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。 |
| **事後の危機管理** | **継続的な心のケア** | **◆重大な事故等の発生**  〇危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。  〇特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。 また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。 |
| **危機等対応の検証**  **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有**  〇危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |

**マニュアル作成の留意事項（雷）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **雷注意報やレーダー・ナウキャスト等の防災気象情報の確認** | **◆情報収集**  〇気象台が発表する雷注意報や大雨警報・注意報等の最新の防災気象情報を確認する。また、天気予報で「雷を伴う」「大気の状態が不安定」のキーワードを見逃さない。  〇雷をもたらす積乱雲の発生状況や移動予測をレーダー・ナウキャスト等で確認するとともに、雷が発生する兆し「低く黒い雲（積乱雲）が接近する」「雷の音が聞こえたり光が見えたりする」「大粒の雨・ひょうが降り出す」「急に冷たい風が吹く」など、周囲の様子を確認する。  〇学校の周辺は何事もなくても、通学路上で積乱雲の発達により雷の発生が予想されるおそれもあるため、留意する。 |
| **学校防災体制の整備及び防災教育の実施** | **◆防災対応能力の向上**  〇雷発生時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、児童生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。全職員が落雷による災害の知識を深め（研修等）、行動に結びつける準備が必要である。  〇児童生徒や教職員が雷に関する知識や雷発生時の避難行動を理解するための防災教育について、機会を捉えて行う。 |
| **学校活動の中止・変更、始業時刻遅延、学校待機等を検討** | **◆早期の安全対応**  〇雷による被害が発生する恐れがある場合は、最新の防災気象情報を確認し、前兆に気付いた場合には、授業中・部活動中であっても速やかに屋内など安全な場所に児童生徒を避難させる。  〇早期判断により学校活動の中止・変更、始業時刻の遅延、学校での待機等を検討し、措置を講じること。登下校の遅延等を実施する場合は、教育委員会に報告する。 |
| **学校施設・設備の**  **事前点検** | **◆被害の防止**  〇学校の設備や備品が雷の影響で建物や周辺に被害を与える可能性があるため、被害がないよう、備品の整理整頓や樹木などの管理に留意する。 |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **負傷者の有無の確認** | **◆児童生徒の安全確保**  〇落雷による負傷など、雷の影響により負傷した場合は、救急搬送の要請や応急処置を行うとともに、児童生徒を危険な場所から安全な場所へ移動させ、応急手当を行う。  〇登下校の際に、児童生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請の上、応急手当を行う。 |
| **救急搬送要請** | **◆救急搬送要請**  〇救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。  〇なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Ｑ助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。 |
| **負傷者確認後の対応** | **◆危機管理体制による対応**  〇危機の発生が予想される又は発生した場合は、危機管理体制を整えて対応するが、被害が発生した場合は、重大な事故等に及ぶ可能性が高いため、更に危機管理体制を整え対応する。 |
| **事後の危機管理** | **継続的な心のケア** | **◆重大な事故等の発生**  〇危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。  〇特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。 また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。 |
| **危機等対応の検証**  **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有**  〇危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |

**マニュアル作成の留意事項（突風（強風・竜巻・ダウンバースト等））**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **突風に関する防災**  **気象情報の確認** | **◆情報収集**  〇天気予報や雷注意報で「竜巻などの激しい突風」のキーワードを見逃さない。  〇突風をもたらす積乱雲の発生状況や移動予測は、レーダー・ナウキャスト等の防災気象情報で確認する。  〇竜巻注意情報が発表された場合には、まず、周囲の空の状況に注意する。  〇学校の周辺は何事もなくても、通学路上で積乱雲の発達により突風の発生が予想される恐れもあるため、最新の情報入手に努める。 |
| **学校防災体制の整備及び防災教育の実施** | **◆防災対応能力の向上**  〇突風発生時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、児童生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。全職員が突風による災害の知識を深め（研修等）、行動に結びつける準備が必要である。  〇児童生徒や教職員が突風に関する知識や突風発生時の避難行動を理解するための防災教育について、機会を捉えて行う。 |
| **学校活動の中止・変更、始業時刻遅延、学校待機を検討** | **◆早期の安全対応**  〇突風の発生が予想される場合には、最新の防災気象情報を確認し、早期判断により学校活動の中止・変更、始業時刻の遅延、学校での待機等を検討し、措置を講じる。特に、屋外での授業や部活動中で、竜巻の前兆に気付いた場合には、速やかに屋内など安全な場所に児童生徒を避難させる。  〇登下校の遅延等を実施する場合は、教育委員会に報告する。 |
| **学校設備の点検整備** | **◆被害の防止**  〇学校の設備や備品が突風の影響で建物や周辺に被害を与える可能性があるため、被害がないよう、備品の整理整頓や樹木などの管理に留意する。 |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **負傷者の有無の確認** | **◆児童生徒の安全確保**  〇突風の影響により負傷した場合は、救急搬送の要請や応急処置を行うとともに、児童生徒を危険から遠ざけ、安全確保を図る。  〇登下校の際に、児童生徒が負傷する場合も想定されるため、その際は、現場に急行し、救急搬送を要請の上、応急処置を行う。 |
| **救急搬送要請** | **◆救急搬送要請**  〇救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。  〇なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Ｑ助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。 |
| **事後の危機管理** | **継続的な心のケア** | **◆重大な事故等の発生**  〇危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。  〇特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。 また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。 |
| **危機等対応の検証**  **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有**  〇危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |

**マニュアル作成の留意事項（地震）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **学校防災体制の整備** | **◆地震に対する備え**  〇地震発生時の危機管理に関する体制整備や備品等の備蓄などは、児童生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。教職員が地震災害の知識を深め（研修等）、行動に結びつける準備が必要である。  〇学校の実情や立地条件に応じ、地震発生後の二次対応についても体制整備を図っておくことが必要である。（※１）  〇緊急地震速報の受信に関して、校内設備の整備を進め、整備の実施までの間は教職員個人の携帯端末などの活用を図る。 |
| **防災教育・避難（防災）訓練の実施** | **◆知識・技能の習得**  〇地震災害に関する知識や避難行動を理解するための防災教育や避難訓練について、機会を捉えて行う。 |
| **児童生徒、保護者、教職員への緊急連絡体制の点検整備** | **◆早期の安全対応**  〇大規模な地震が起こった後など被害が甚大な場合は、停電や電話回線の混雑により学校と保護者が電話で連絡を取り合うことが難しい状況になることが考えられる。複数の通信手段を確保し、その使用方法等を生徒・保護者に周知しておくことが必要である。  （例） ・電話連絡網　　 ・学校のホームページ  ・メール一斉配信　・災害用伝言ダイヤル（171） 等 |
| **保護者への引渡しの確認** | **◆保護者との連携**  〇地震の規模や、被災状況により、児童生徒を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すか等の判断が必要となる。保護者と連絡がとれない時の引渡しの判断などについて、学校と保護者の間でルールを決めておくことが必要となる。 |
| **夜間・休日等の対応** | **◆緊急時の体制**  〇地震が夜間や休業日に起きた場合に対応できるよう、あらかじめ教職員の参集計画を定めておく必要がある。（※２）  〇参集後は、児童生徒の安否及び学校の被害状況を確認するとともに、地域の被害状況によっては住民が学校に避難してくることも想定しておく。（※３） |
| **施設・設備の安全管理** | **◆被害の防止**  〇学校の設備や備品が地震の影響で建物や周辺に被害を与える可能性があるため、備品の固定や整理整頓などの管理に留意する。また、校舎内の設備や備品だけではなく、避難経路や避難場所の点検も必要である。 |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **地震発生時** | **◆発生時の対応**  〇地震による揺れや緊急地震速報の報知音が聞こえたら、児童生徒に対し、机等を利用して、落下物・転倒物・ガラス飛散等から身を守る指示をする。揺れが収まるまでは待機させる。  〇気象庁が発表する地震に関する情報を確認する。 |
| **避難指示及び児童生徒の状況把握、負傷者確認** | **◆一次避難場所（校庭）へ**  〇本震の揺れが収まった後、児童生徒の状況確認（教室以外にいる者や負傷者等を確認）し、安全な避難経路を確認したうえで避難・誘導・搬出等を行う。校庭が天候等の事由により避難に適さない場合は体育館などへの避難を行う。また、避難移動を行うことが危険を伴う場合もあるため教室等に児童生徒を待機させることも事前に検討を行っておく。  **◆校庭が危険な場合は二次避難場所へ**  〇周囲の被災状況や火災発生等の災害を考慮し、近隣の二次避難場所への避難等を行い、児童生徒の安全確保を最優先とする状況に応じた対応を行う。 |
| **救急搬送要請** | **◆緊急搬送要請**  〇救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。  〇なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Ｑ助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。 |
| **事後の危機管理** | **継続的な心のケア** | **◆重大な事故等の発生**  〇危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。  〇特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。 また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。 |
| **危機等対応の検証**  **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有**  〇危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |

**※１ 地震による二次被害を想定した準備**

地震発生後に起こる二次災害は次のようなものが考えられます。これらの災害には地域性があり、活動場所の自然的環境、社会的環境、施設の耐震化の有無などによって起こりやすさが変わってきます。学校外での児童生徒の活動場所に応じて、どのような二次災害が起こりうるかを想定し、避難方法等の指導をしていく必要があります。

（例：「栃木県には海がないので津波の心配はない。」という固定観念は間違い。修学旅行等で海のそばには行きませんか？自分が一生、海のない地域で生活するとは限らない。）

|  |  |
| --- | --- |
| 想定すべき二次災害の例 | |
| 津　波 | ・海からの津波　　　・河川を遡上して堤防を越えてくる津波 |
| 火　災 | ・学校からの出火　 ・周辺の地域からの延焼、類焼 |
| 余　震 | ・建物の崩壊　　　　・非構造部材の落下、転倒、移動 |
| その他の災害 | ・土砂災害　　　　　 ・液状化　　　　 ・地盤（沈下、亀裂など）  ・水害（堤防決壊、ダムの決壊など） ・火山噴火  ・雪害（雪崩など）　 ・原子力災害 |

**※２　教職員の非常参集体制と安否確認（例）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地域の震度 | 参集体制 | 安　否　確　認 | |
| 児童生徒の在宅時 | 登下校時 |
| ６弱以上 | 第四次参集 | 電話連絡  （電話が不通の場合は、  家庭や避難所を訪問） | 通学路等の巡回 |
| ５強 | 第三次参集 |
| ５弱 |
| ４被害あり | 第二次参集 | 行わない | 行わない |
| ４ | 第一次参集 | 行わない | 行わない |

　　　・参集体制に当たっては、各学校の実情に応じた動員体制を作成する。

・自らが被災している場合には、自らの安全を確保した上で業務に当たる。

**※３　学校が避難所となる場合の対応**

災害時に学校が避難所となる場合、その運営は本来的には市町の防災担当部局が責任を有するもので、教職員の第一義的役割は、児童生徒の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化に努めることです。

しかし、教職員の勤務時間内に災害が発生した場合、避難所運営の体制が整うまでの間は、教職員が中心となって避難所開設に向けた対応をしなければならない状況も考えられます。

また、夜間や休業日などに災害が発生する場合も考えられることから、事前に市町の防災担当部局や地域住民等関係者・団体等と体制の整備を図ることが必要です。

**マニュアル作成の留意事項（火山噴火）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **噴火警報・予報等の確認** | **◆情報収集**  〇気象庁が発表する噴火警報・予報等の最新の火山情報を確認する。 |
| **学校防災体制の整備** | **◆防災対応能力の向上**  〇火山噴火は、地震や大雨による災害（土砂災害・浸水害・洪水害）と違い、実際に生じている火山の状況によって、その対応も変わる。噴石・火砕流・融雪型泥流・土石流の発生が予想される場合には、発生前に避難をすることが重要となる。  〇登山の際や火山周辺での校外活動では、噴火発生時の危機管理に関する体制整備や装備等の整備などは、児童生徒の命を守るために最も重要な要素であり、機能的で実践的な対応が求められる。 |
| **防災教育の実施** | **◆知識の習得**  〇火山噴火時の避難行動を理解するための防災教育について、機会を捉えて行う。 |
| **噴火時の被害範囲・避難行動の確認** | **◆情報の確認**  〇活火山への登山や近隣での校外活動の際には、過去の噴火災害、噴火によって被害が及ぶ範囲などを確認する。  〇火山活動が活発になると、活動状況に応じて警戒が必要な範囲への立ち入りが規制されることがあるので、火山防災マップ等で事前に確認する。  〇登山中に噴火した場合には、避難小屋等の安全な場所へ避難が必要であり、事前に避難小屋の場所や避難ルート等を確認しておく。 |
| **校外活動の中止・計画の変更の検討** | **◆早期の安全対応**  〇入手した火山情報等により、校外活動に影響が予想される場合には、早期判断により校外活動の計画の中止又は変更を検討する。 |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **火山噴火発生時** | **◆事前の避難**  〇火山活動の活発化によって噴火の恐れがある場合には、「警戒が必要な範囲」から事前に避難する。地元の市町から指示があった場合には、速やかにその指示に従って避難する。  **◆噴火発生時の避難**  〇登山中に噴火が起こったら、まず身の安全を確保する。ヘルメット、マスク、ゴーグルなどを着用し身を守る。  〇直接の被害はなくとも、火山周辺で噴火した場合は、市町からの避難の指示に従い、最寄の避難場所（公園など）へ移動する。 |
| **負傷者の有無の確認** | **◆児童生徒の安全確保**  〇登山中の噴火により負傷した場合は、応急手当を行うとともに、児童生徒を危険から遠ざけ、安全確保を図る。  〇児童生徒の負傷の程度によるが、移動が可能な場合は、児童生徒の下山について策を講じる。 |
| **救急搬送要請** | **◆緊急搬送要請**  〇救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。  〇なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Ｑ助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。 |
| **事後の危機管理** | **継続的な心のケア** | **◆重大な事故等の発生**  〇危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。  〇特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。 また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。 |
| **危機等対応の検証**  **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有**  〇危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |

**マニュアル作成の留意事項（弾道ミサイルの発射）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **学校における危機管理体制の整備** | **◆危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直し**  〇児童生徒、保護者、教職員及び関係機関（警察、消防、教育委員会等）との連絡体制を整備し、教職員に周知する。  〇緊急時における各教職員の役割（情報の収集・発信、避難誘導等）を明確にし、円滑に行動できるようにするとともに、危機管理マニュアルの実効性が高まるよう整備する。  **◆児童生徒の安全確保の方策についての共通理解**  〇状況（登校前、登下校時、在校時等）ごとに避難方法や避難場所等を確認し、速やかな行動が取れるよう避難訓練を通じて指導する。  〇緊急時における児童生徒の引渡し方法等について確認しておく。 |
| **児童生徒への指導・保護者への周知** | **◆速やかな避難行動指導**  〇必要な知識や考え方等を伝え、緊急時には情報収集に努め冷静に行動できるよう指導するとともに、緊急時には保護者や学校に自己の安否情報を伝えるよう指導する。  **◆行動方法や学校の対応等の保護者への周知**  〇Ｊアラートに係る対応や連絡方法等について、通知等により保護者に周知するとともに、緊急時における学校と家庭との連絡方法を複数確保しておく。  ※児童生徒、保護者を必要以上に不安にさせることがないよう配慮する。 |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **様々な場面における避難行動** | **◆学校にいる場合**  〇教室等、校舎内にいる場合は窓からなるべく離れ、床に伏せたり、机の下に入ったりして頭部を守る。校舎外にいる場合は、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。  **◆校外活動中の場合**  〇頑丈な建物や地下等に直ちに避難するよう誘導する。  〇自由行動中など教職員がすぐそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前指導しておく。  〇そのとき入手した情報に基づき児童生徒が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておく。  〇スクールバス等に乗車している場合は、ガソリンに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難するか、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動を取る。なお、車外に出ることが危険と判断される場合には、車内で姿勢を低くし頭部を守ることも考えられる。  **◆自宅にいる場合**  〇安全確認ができるまで待機し、身の安全を確保する行動ができるよう指導する。 |
| **臨時休業や始業就業時間の変更** | **◆平常どおりの判断**  〇上空通過の情報や領海外への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味することから、日常生活に戻って登校を開始することが可能である。  **◆臨時休業等の判断**  〇判断の際には、「国民保護ポータルサイト」等で情報を収集し判断する。 |
| **事後の危機管理** | **継続的な心のケア** | **◆重大な事故等の発生**  〇危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。  〇特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。 また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。 |

**マニュアル作成の留意事項（学校に対する犯罪予告）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **警察等関係機関との連携体制の構築** | **◆警察との連携体制**  〇学校への爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策が求められるため、日常から警察との連絡体制を構築しておく。  **◆近隣学校等との連携**  〇近隣の学校等にも同様の予告がなされている場合なども想定されることから、近隣の学校等との連絡体制を構築しておく。 |
| **防犯の視点による安全点検の実施** | **◆防犯の視点による施設・設備の点検例**  〇不審者侵入防止用の設備  　〇警報装置、監視システム、通報機器等の作動  　〇避難経路の複数確保  　〇出入口の施錠状態  〇通学路にある犯罪発生条件（死角、外灯の有無など） |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **児童生徒の安全確保** | **◆安全な場所への誘導**  〇警察等へ通報・報告すると同時に、必要に応じて児童生徒の安全を確保する。その際、児童生徒を不安にさせない配慮をしつつ、最悪の状況を想定した安全を第一とした対応をする。 |
| **情報共有と収集** | **◆速やかな情報共有と収集**  〇犯罪予告に最初に触れた教職員は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに警察や教育委員会へ通報し、指示や情報を得ることに努める。 |
| **事後の危機管理** | **継続的な心のケア** | **◆重大な事故等の発生**  〇危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。  〇特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。 また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。 |
| **危機等対応の検証**  **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有**  　〇危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |

**マニュアル作成の留意事項（野生動物の出没）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **警察等関係機関との連携体制の構築** | **◆警察との連携体制**  〇野生動物の侵入があった場合、警察や自治体等の関係機関と連携した対策が求められるため、日常から連絡体制を構築しておく。  **◆近隣学校等との連携**  〇近隣の学校等にも影響がある場合なども想定されることから、近隣の学校等との連絡体制を構築しておく。 |
| **学校環境の点検・整備** | **◆野生動物侵入防止の視点による施設・設備の点検例**  〇野生動物侵入防止用の設備  　〇避難誘導経路の複数確保  　〇校舎内侵入防止のための施錠状態  〇誘引物（生ゴミ、廃棄野菜、農場資材等）の除去・整備 |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **児童生徒の安全確保** | **◆安全な場所への誘導**  〇警察や自治体等へ通報・連絡すると同時に、必要に応じて児童生徒の安全を確保する。その際、児童生徒を不安にさせない配慮をしつつ、最悪の状況を想定した安全を第一とした対応をする。 |
| **情報共有と収集** | **◆速やかな情報共有と収集**  〇第１目撃者は管理職等へ報告し、速やかに校内で情報共有するとともに、学校から速やかに警察や自治体等へ通報し、指示や情報を得ることに努める。 |
| **負傷者がいる場合** | **◆同行者の役割**  〇負傷者がいた場合は、応急処置をするとともに、必要に応じて救急搬送を要請する。病院へ付き添った同行者は、医師の診断結果、病院での保護者とのやりとり内容、児童生徒の翌日の対応（入院か、通院か、学校に来られるのか、様子を見て決める等）を確認する。その内容を、対応責任者に報告する。  〇保護者に学校の状況を聞かれる場合もあるため、対応責任者から情報を収集し、保護者に伝える。 |
| **救急搬送要請** | **◆救急搬送要請**  〇救急車到着の際、負傷者がいる場所まで案内するとともに、負傷した際の状況や負傷者情報（住所、氏名、生年月日、保護者連絡先)を救急隊に伝えられるようにする。  〇なお、救急車を呼ぶかどうか迷うことがないよう、あらかじめ総務省消防庁全国版救急受診アプリ「Ｑ助」等をダウンロードし、事前に症例などを確認しておく。 |
| **事後の危機管理** | **継続的な心のケア** | **◆重大な事故等の発生**  〇危機等により心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立て対応する。  〇特に、心の問題は、危機等発生直後、すぐに不安感や恐怖感に襲われるわけではないため、計画を立て長期・継続的に経過を確認する。 また、児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。 |
| **危機等対応の検証**  **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有**  　〇危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |

**マニュアル作成の留意事項（健康被害につながる事故（誤飲等））**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **地域医療機関との連携体制(搬送先（病院）)の確認** | **◆事前の体制確認**  〇障害を持つ児童生徒の場合、かかりつけの病院があるため普段から児童生徒のかかりつけの病院の情報を収集し、確認しておく。  〇かかりつけの病院が学校から遠く救急搬送が困難な例もあるため、学校近くの病院と連携をとれるように体制を整える。 |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **現場への急行** | **◆児童生徒の安全確保**  〇誤飲等の事故は、授業中だけでなく､学校行事や校外活動中もあるため、発生した場合は、複数の教職員で向かい、現状確認し、他の児童生徒が不安な状態にならないよう安全な場所に誘導するなど、安全を確保する。 |
| **救急搬送要請** | **◆地域医療機関との連携**  〇地域の医療機関と連携をとり、危機等発生時に、搬送できるよう体制を整えておく。  〇障害のある児童生徒の場合、薬の影響による不調や体質的に合わない薬品があるなど、搬送先病院で処置がスムーズに行われない場合も想定されるため、児童生徒のかかりつけの医療機関の把握、障害の種に応じた処置が可能な医療機関との連携をとり、児童生徒の安全を図る。 |
| **保護者との連携** | **◆保護者への説明及びかかりつけ医等への受診**  〇誤飲等の事故では、すぐに不調が現れることがない場合もあります。この場合、保護者と連絡を取り、誤飲等の事故の可能性があることを説明しておく。  〇経過を観察することも大切ですが、事故の疑いのあるままにせず、児童生徒のかかりつけの病院などに児童生徒等を連れていき、事故の有無を確認する。 |
| **事後の危機管理** | **継続的な心身のケア** | **◆心身のケア**  〇心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立てる。  〇事故による影響で、児童生徒の心身の不安定な状態を招く場合が想定されるため、学校内のみならず、家庭での様子を確認できるよう保護者との連携、医療機関への相談などの対応がとれる体制を整えるようにする。  〇児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。 |
| **危機等対応の検証**  **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有**  〇危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |

**マニュアル作成の留意事項（スクールバス搭乗中の事故）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 各項目における留意事項 |
| **事**  **前**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **交通事故多発箇所の把握** | **◆危険箇所の共通理解**  〇事故が多発している危険箇所を教職員のみでなくバス運転手や介護職員にも認識してもらい、事故防止への意識付けを行う。 |
| **保護者への引渡し方法の確認** | **◆連絡体制の整備**  〇危機等が発生した際は、児童生徒を安全に帰宅させ、保護者へ引き渡す必要がある。  〇学校と保護者とで事前に危機等発生時の帰宅方法（引渡し方法）を確認し、児童生徒の安全を確保する。  〇事故によりスクールバスが使用できなくなる場合もあるため、その際の登下校方法も保護者と確認をしておく。 |
| **発**  **生**  **時**  **の**  **危**  **機**  **管**  **理** | **現場（病院含む。）**  **への急行** | **◆児童生徒の安全確保**  〇事故の情報が入った場合、現場に急行し、被害の拡大を防ぐため、児童生徒を事故現場から離し、安全を確保する。  〇心身の状態が不安定になっている児童生徒への対応や児童生徒の健康状態の確認を行う。  〇負傷した児童生徒等がいて既に救急車等対応済みの場合は、病院に急行し、児童生徒の心身の状態を確認し、対応責任者へ報告する。  〇事故の状況をできる限り警察等などに確認し、対応責任者へ正確な事故の状況を報告する。 |
| **負傷者確認後の対応** | **◆本部の設置**  〇事故が発生した報告があった場合は、「緊急対応本部」を設置し対応する。  〇事故の状況が明確になり、負傷者等がいる場合は、重大な危機等が発生したとして「危機等対策本部」を設置し、役割にしたがって対応する。  〇負傷した人数で対策本部を設置する又はしないと判断するのではなく、負傷者がいなかった場合でも、社会に影響を及ぼすような事故の場合もあり、内容により重大案件となる可能性があるため、注意する。 |
| **事後の危機管理** | **継続的な心身のケア** | **◆心身のケア**  〇心身が不安定になった児童生徒に対し継続して心身の状況を確認するよう計画を立てる。  〇事故による影響で、児童生徒の心身の不安定な状態を招く場合が想定されるため、学校内のみならず、家庭での様子を確認できるよう保護者との連携、医療機関への相談などの対応がとれる体制を整えるようにする。  〇児童生徒のみならず関係者等の心身の負担も考慮する必要がある。 |
| **危機等対応の検証**  **再発防止策の検討**  **ヒヤリハットの反映** | **◆危機管理マニュアルの見直し及び情報共有**  〇危機等が発生した際の行動を教職員で検証し実践的な体制にするため危機管理マニュアルの見直しを行う。  〇ヒヤリハット事例の反映を行い、教職員間の情報共有及び継続的な管理を行う。 |